

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**  
○福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例の施行  
期日を定める規則

### 告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件
- 道路の区域を変更する件二件
- 道路の供用を開始する件
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件

### 公 告

- 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件
- 浸水想定区域を指定した件二件
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件
- 福島県病院局**
- 公印を新調しその使用を開始する件
- 福島県人事委員会**
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県労働委員会**
- あつせん員候補者として委嘱した件

## 規 則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
をここに公布する。

令和七年二月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第三号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例（令和六年福島県条例第七十七号）の施行期日は、令和七年二月十二日とする。  
（保健福祉総務課）

## 告 示

### 福島県告示第八十四号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。  
令和七年二月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
三〇二	パパはたい ちようさん わたしはガ イドさん	作 ゴンサロ・モウレ 絵 マリア・ヒロン 訳 星野由美 発行所 株式会社PHP研 究所	推奨対象 小学生（低学年）
三〇三	待ってる！ 甲子園！青 島特別支援 学校ベース ボール部の 挑戦！	著 日比野恭三 発行所 株式会社ポプラ社	推奨対象 小学生（高学年）、 中学生、高校生
三〇四	いつか、あ の博物館 で。アンド ロイドと不 気味の谷	著 朝比奈あすか 発行所 東京書籍株式会社	推奨対象 中学生

（こども・青少年政策課）

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び小野町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ小野飯豊店 福島県田村郡小野町大字飯豊字坂東内前三十一番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により小野町から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）薬王堂小名浜元分店 福島県いわき市小名浜元分十五
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
1 騒音の発生に係る事項  
（一）空調機室外機及び冷凍機室外機を設置する場合は、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要となるため、施設配置の工事開始の三十日前までに所要の届出を行うこと。  
（二）建屋設置等にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業又は福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。
- 2 廃棄物の発生に係る事項  
（一）事業活動に伴い発生した廃棄物は、分別・リサイクルに努めるとともに、委託処理をする際には、適切な廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可を持った者

を選定すること。なお、産業廃棄物の処理を委託するに当たっては、マニフェストの交付及び交付したマニフェストの写しの保存を適正に行うこと。

- （二） 廃棄物の保管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する保管基準を遵守すること。

3 その他

- （一） 形質変更時要届出区域を含む土地の形質変更となることから、事前に十分協議した上で、届出を行うこと。
- （二） 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三春 日和田線	郡山市日和田町字荒池 下八番一地从先から	変更前	一七・〇〇	一〇六・八
	同 市日和田町字荒池 下二番二地先まで	変更後	一七・〇〇 二五・五	
	郡山市日和田町字荒池 下八番一地从先から	変更後	一七・〇〇	七九・〇
	同 市日和田町字朝日 坦三四番一地从先まで	変更後	二五・五	

（道路計画課）

福島県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南建設事務所で令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字青 生野字姿平五六番地先 から 同 郡同 村大字青 生野字姿平三八番二地 先まで	変更前 A 五・五〇 一・二・〇 B 一三・二〇 五・六・一 変更後 B 一三・二〇 五・六・一	三二・五・四 二八二・九	二八二・九

(道路計画課)

福島県告示第八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三春日和田線	郡山市日和田町字荒池下八番一地从先から 同 市日和田町字朝日垣三四番一 地先まで	令和七年二月七日

(道路計画課)

福島県告示第九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
令和七年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
一般国道一 一八号	会津若松市白虎町二二三番二地先から同市亀賀一丁目二二番三 地先までの上り線 会津若松市白虎町二二七番二地先から同市亀賀一丁目一三番一 地先までの下り線

(道路計画課)

公告

公告第二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、藤沼ダムかんがい用水管理規程の変更について、令和七年一月二十八日次のとおり認可した。  
令和七年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称  
江花川沿岸土地改良区
- 二 管理規程の概要
  - 1 貯水、放流又は取水に関する事項
    - (一) ダムの満水位は、標高四百十三・八〇メートルとする。
    - (二) 管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から九月三十日までのかんがい期間にあつては、気象・水象及びかんがいの状況を考慮して、受益地に必要な水量を取水するものとする。
  - 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
管理者は、当該施設を操作するために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
  - 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
管理者は、洪水又は暴風雨、地震等によりダムに異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに応急措置をとるとともに、関係機関に報告しなければならない。その他の緊急事態においては、警戒態勢をとり、所有者の指示のもと必要な措置を講じなければならない。
  - 4 ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測に関する事項  
管理者は、気象及び水象の観測及びダム周辺の監視を行わなければならない。
  - 5 その他施設の管理に必要事項  
管理者は、ダム関連施設の管理作業を行い、作業内容を作業日誌に記録し、異常

または不具合があった場合は、速やかに所有者に報告しなければならない。  
(農村計画課)

公告第三十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、鈴川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。  
令和七年二月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(河川整備課)

公告第三十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、前田川、中田川、戎川、根小屋川、松迫川及び小入野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。  
令和七年二月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(河川整備課)

公告第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南相馬市から相馬地方都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和七年二月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

福島県病院局

福島県病院局告示第1号

公印を次のように新調し、令和7年2月7日その使用を開始する。  
令和7年2月7日

福島県病院事業管理者 挟 間 章 博

職 印

番 号	公 印 の 名 称	印 影	公 印 管 理 者
3	福島県病院事業管理者印 (福島県病院局用)		福島県病院局病院経営課長

(病院経営課)

### 福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年二月七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

#### 福島県人事委員会規則第二号

##### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福島県厚生農業協同組合連合会」を「福島県厚生農業協同組合連合会  
福島国際研究教育機構」  
に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

### 福島県労働委員会

#### 公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。  
令和七年二月七日

福島県労働委員会  
会長 横 裕 康

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
横 裕康	福島県労働委員会会長 弁護士		令和6年6月25日
吉田佳世子	福島県労働委員会会長代理 弁護士		同
北目 哲郎	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同

二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
長谷川珠子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学行政政策学類教授		同
井上 正克	福島県労働委員会労働者委員 JAゼンセン福島県支部長	JAゼンセン秋田県支部長	令和7年1月28日
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 連合福島参与	東芝照明ソリューション労働組合中央執行委員	令和6年6月25日
大槻 光政	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員	東北電力労働組合福島県本部組織局長	同
高原 英二	福島県労働委員会労働者委員 日ビエ福島労働組合執行委員長		同
星 里菜	福島県労働委員会労働者委員 JAゼンセンダイユーエイトユニオン中央執行副委員長		同
石塚 治志	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者協会参与・労務相談室主幹		同
石川 格子	福島県労働委員会使用者委員 東陽電気工事株式会社代表取締役社長		令和7年1月28日
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クワリ代表取締役	株式会社アゴラ専務取締役	令和6年6月25日
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事兼専務局長	福島県経営者協会連合会専務理事代行	同

船生 秀文	福島県労働委員会使用者委員 北都オーデイト株式会社代表 取締役		同
長根由里子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策 監	令和6年4 月23日
加藤 靖宏	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県環境創造セン ター副所長	令和4年4 月26日
岡田 雅子	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県保健福祉部こども・青少 年政策課総括主幹兼副 課長	令和6年4 月23日

(審査調整課)